

定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所
整備事業者募集要項（再公募）

（令和4年10月17日）

※今回の公募は、補助金の交付を希望する事業者に対する
ものです。補助金の交付を希望しない場合は、任意の区域に
事業所を開設することができます。

任意の区域での事業所開設を希望される場合は、指定の
要件につき、介護事業者課指定係までお尋ねください。

堺市 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課

第 1 章 募集概要と応募資格

1 募集内容

施設種別	区分	募集数	募集圏域
定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所 (以下、「定期巡回」という)	新設	2事業所	定期巡回のない圏域 堺 3・東 1・美原 <u>以外</u>

(※1) 当該施設の事業開始は、令和6年4月1日までとします。

(※2) 施設整備や開設準備に当たっては、補助金の対象となる場合があります。(下記《参考》を参照のこと。ただし、補助制度については、令和5年度の予算成立が条件となり、補助制度の内容や金額は、変更となる場合があります。)

また、借家による場合は、施設整備補助の対象外となります。

《参考》第7期募集時の補助単価(大阪府補助金交付要綱に基づく。)

施設整備 1事業所あたり 5,940千円

開設準備 1事業所あたり 14,000千円

(※3) 今回の公募は、施設整備及び開設準備に係る補助金の交付を希望する事業者に対するものです。補助金の交付を希望しない場合、任意の区域に事業所を開設することができます。任意の区域での事業所開設を希望される方は、指定の要件につき、介護事業者課指定係までお尋ねください。

なお、応募区域と同一の区域において、選定までの間に定期巡回の指定を受けける事業所があった場合、補助金の交付はできませんので予めご了承ください。

(※4) 補助金の交付を受けて開設した場合、一定の期間内の事業の移転・廃止等について制限があります。また、移転・廃止等に伴い当該補助金の返還を行っていただく場合がありますのでご注意ください。

2 応募資格

応募者は、次のいずれにも該当していることが必要です。

- (1) 株式会社等の法人であれば応募可(法人設立を前提とした個人の応募も可。ただし、補助金交付申請までに法人が設立できない場合は、選定を取り消します。)
- (2) 過去に改善命令を受けた法人においては、改善が終了し、かつ、改善を終了してから3年が経過している者。
- (3) 平成24年4月1日以降、堺市が行う介護保険施設などの整備運営法人の公募において事業予定者として選定後、法人側の事由により辞退した法人でないこと。
- (4) 法人税、消費税及び地方消費税、地方税を滞納していないこと。

- (5) 民事再生法等による手続きをしている法人でないこと。
- (6) 法人の評議員及び役員（就任予定者を含む。）に次の各号に該当する者がいないこと。
- ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者。
 - イ 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者。
 - ウ 生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）、老人福祉法（昭和 38 年法律第 133 号）、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）又は社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者。
 - エ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行が終わるまでの者、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して 5 年を経過しない者。
 - オ 社会福祉法の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員。
 - カ 過去 5 年間に破産手続開始決定を受けた者。

第 2 章 事業計画

1 整備について

(1) 基本的事項

ア 事業者は、社会福祉に熱意と理解を有し、法人経営に直接関わることができ、かつ、適正な施設運営が見込めること。

イ 事業計画の策定にあたっては、関係法令等を精査するとともに、関係機関と十分に協議すること。

ウ 定期巡回は地域密着型サービスのため、原則として、利用者は堺市の被保険者に限定されます。

また、利用者の家族や地域住民の代表者等で構成する「介護・医療連携推進会議」を事業者が設置し、概ね年 2 回以上開催することが「堺市介護保険事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」で義務付けられています。よって、介護保険事業者としての指定申請時に、地域住民の代表者（1 名以上）を含む当該会議の確実な設置が見込まれることが必要です。

エ 事業所は、地域住民との連携及び協力を行うなどの地域との交流を図らなければならないことから、設計や建設にあたっては、日陰や騒音、視線などに留意し、近隣・地域に配慮し、地域の要望等に対し真摯に対応すること。また、近隣住民への説明会等を十分に行うこと。

(2) 整備・設備要件

ア 市街化調整区域における立地については、P.4の2(6)をご覧ください。

イ 借家及び既設建物の改修による整備も「可」としますが、借家による場合は施設整備補助の対象外となります。また、当該建物の「検査済証」があること、最新の耐震基準を確保すること、建築基準法に基づく「用途変更」を行うこと等の他、関係法令の要件を全て満たすことが条件となります。

ウ 定期巡回の設備については、指定地域密着型サービス事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成 18 年厚生省令第 34 号）第 3 条の 6 等をご参照ください。

2 建設用地の条件

(諸条件に関わらず計画地での開発が可能か、必ず関係課にご確認ください。)

(1) 事業の継続性を確保するため、計画地が都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 53 条の許可の必要な区域でないことを条件とします。

(2) 計画地に以下の区域を含まないこととします。

ア 自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）第 2 条第 1 項に規定する自然公園の区域

- イ 近畿圏の保全区域の整備に関する法律（昭和 42 年法律第 103 号）第 5 条第 1 項の規定により指定された近郊緑地保全区域
- ウ 大阪府自然環境保全条例（昭和 48 年大阪府条例第 2 号）に基づき指定を受けた自然環境保全地域等
- エ 農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 8 条第 2 項第 1 号に規定する農用地区域
- オ 地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和 44 年法律第 57 号）、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）、河川法（昭和 39 年法律第 167 号）等によって指定を受けた災害防止上保全すべき区域
- カ 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 28 条第 1 項の規定により指定された「鳥獣保護区」及び貴重な植物の生育地域又は生息地域で市長が保護すべき必要があると認める区域

(3) 借地による整備も「可」としますが、次のアからカまで全ての要件を満たすことを条件とします。

- ア 事業の存続に必要な期間の地上権、賃借権または定期借地権を設定し、かつ、これを登記すること。借り上げ期間は 20 年以上とすること。
- イ 賃借料の水準は、法人の経営の安定性確保や事業の特性に鑑み、無料又は極力低額であること。
- ウ 法人は、寄付金等により賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があること。
- エ 貸主は、事業の継続について協力する旨を契約書に明記すること。
- オ 無断譲渡、転貸しの禁止条項を契約書に明記すること。
- カ 賃借料の改定の方法が、長期間にわたり決まっていること。

(4) 計画地に市有地を含む計画は認めません（指定までに取得できる場合を除く。）。

(5) 計画地に共有地を含む計画は認めません（認可までに取得できる場合を除く。）。

(6) 市街化調整区域における立地について

事業所の設置場所については、原則として市街化区域としますが、市街化調整区域に所在する既設の特別養護老人ホーム等との併設施設とする場合は、介護事業者課にご相談ください。最終的な都市計画法に基づく開発許可は、開発審査会の議を経て、開発調整部で決定します。開発許可を受けることができない場合は整備できません。

3 関係部署との事前調整

公募受付までに、開発に関する基準等は宅地安全課、建物については建築安全課、避難経路、消防用活動空地の確保等については消防局警防課に函面を提示の上、その指導に従ってください。また、建設予定地が埋蔵文化財包蔵地にあたる場合は、文化財保護法に基づき届出が必要になりますので文化財課にお問い合わせください。

区分	担当部局	電話番号
建築物	建築都市局 開発調整部 建築安全課	072-228-7936
開発	建築都市局 開発調整部 宅地安全課	072-228-7483
消防	消防局 警防部 警防課	072-238-6047
埋蔵文化財	文化観光局 文化部 文化財課	072-228-7198

第3章 応募

1 選定までのながれ（現時点での予定のため、日程は変更になる場合があります。）

内 容	日 程
問い合わせ（質問）受付期間	令和4年11月18日（金）まで
電話予約の受付期間	令和4年11月25日（金）まで
応募書類の受付期間	令和4年11月28日（月）～12月2日（金）
地域密着型サービス等事業者選定 等審査会の開催	令和5年1月中旬～下旬頃
選定結果の通知	令和5年1月下旬～2月上旬頃

資料①（P.10）参照。

2 受付（関係課との事前相談を経て、必ず、電話予約の上、持参してください。）

受付の電話予約期間

令和4年11月25日（金） 17時30分 まで 【厳守】

※応募前に、必ず電話予約が必要です。

協議書受付期間

令和4年11月28日（月）～ 令和4年12月2日（金） 【厳守】

※受付時に書類を確認しますので、必ず協議書の内容について説明できる方（申請する法人の役員など。新設法人の場合は設立予定者を含む。）が持参してください。

※審査の公平を期するため、受付期間後の提出には一切応じません。

※受付後の追加資料などの提出や差替は、一切認めません（介護事業者課から指示のあるものを除く。）。

3 提出場所

堺市 健康福祉局 長寿社会部 介護事業者課 調整係

住所：堺市堺区南瓦町3番1号 堺市役所本館8階東側

電話：072-228-7348 FAX：072-228-7481

E-mail：kaiji@city.sakai.lg.jp

4 提出書類

チェックリスト①「協議書等」、チェックリスト②「別ファイル」をご覧ください。

5 募集に関する問い合わせ

令和4年11月18日(金)までに、ホームページに掲載の質問票を用いてファックス・メールにて介護事業者課までお尋ねください。ただし、選考結果に直結するようなご質問については、お答えできません。応募者間の公平を期すため、電話や窓口での質問には対応しませんのでご了承ください。また、他応募事業者にも周知を必要とすると当課で判断した場合、質問内容及び回答のみをホームページで公表します。ご了承ください。

6 経費負担と応募書類の取扱い

提出書類の作成に要する経費は、応募者の負担とします
また、提出された応募書類は、返却いたしません。

7 応募の抹消

応募した法人が、次のいずれかに該当した場合は、応募を抹消します。

- (1) 応募資格を満たさない場合
- (2) 応募法人が提出した提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 応募法人又はその関係者が、選定に関して有利になるよう選定委員又は担当職員に接触した場合

また、選定された法人は、選定委員又は担当職員に接触したことが確認された業者を、本件に係る契約の相手方とすることはできません。

第4章 選定審査

1 選定審査方法

- (1) 「堺市地域密着型サービス等事業者選定等審査会」(広域型特別養護老人ホーム(新設)、地域密着型特別養護老人ホーム(新設)との併設施設として応募する場合は、「堺市健康福祉局保健福祉施設等施設整備審査会」。以下「事業者選定等審査会」という。)において、「3 審査基準」に基づき、応募書類を審査し、上位から1つの圏域において1事業者(全体で2事業所まで)を選定します。応募が2事業者以下であった場合においても、基準点の適合審査を行います(基準点を満たしていただく必要があります。)
- (2) 本市が募集する他の整備事業に応募することは可能ですが、同一種別における応募は1計画のみとします。また、複数選定された場合、いずれも辞退することは出来ません。
- (3) 選定された事業者においては、提出した協議書の内容を遵守してください。
堺市又は事業者選定等審査会の指示、指導又は助言に基づくもののほかは、協議書内容(図面等を含む。)を変更することはできません。

2 選定結果の通知及び公表

選定結果は、令和5年1月下旬～2月上旬頃に書面により通知します。また、選定された法人については、堺市ホームページにも掲載します。

3 審査基準

1 法人等の運営・経営
(1) 法人経営が安定しているか
(2) 事業所整備資金及び運営資金の確保が十分で資金計画が適切であるか
(3) 社会福祉事業等を適正に運営しているか
(4) 地域密着型サービスに十分な理解を有し、意欲と能力を備えているか
(5) 地域における貢献度について
2 立地・設備等
(1) 立地条件について
①交通事情、地理的条件等から事業所機能が十分果たせるか
②全市域へ、昼夜を問わず、概ね30分以内に訪問できる体制確保に適した立地か
(2) 用地・事業所の確保方法について

○用地・事業所の確保方法は確実か

(3) 設備について

- ①ケアコール端末・利用者情報の備蓄機器は、適切な機能を有しているか
- ②受信機器・利用者に配布する端末は、適切な機能を有しているか
- ③職員の動線や処遇に配慮した設計、設備となっているか

3 運営

(1) 事業運営全般

- ①定期巡回に関する基本的な考え方と展望について
- ②定期巡回サービス・随時対応サービス・随時訪問サービス・訪問看護サービスの総合的な提供について
- ③職員（オペレーター・訪問介護職員等）の採用及び処遇について
- ④職員（オペレーター・訪問介護職員等）の配置及び研修、育成について
- ⑤職員の動線や処遇に配慮した設計上、運営上の工夫等について
- ⑥連携型事業所の場合、事業者間の連携体制の確保方法について
- ⑦緊急時等の対応について
- ⑧合鍵を預かる場合の利用者等に安心感を与えるための方法について
- ⑨利用者が重度化した場合の他の機関との連携方法について
- ⑩ターミナルケアへの考え方について
- ⑪利用者の利益の保護のための取り組みについて
- ⑫身体的拘束を行わないための取り組みについて
- ⑬高齢者虐待の防止策について
- ⑭事故防止対策、事故発生時の対応について
- ⑮自然災害に対する備え及び果たすべき役割について
- ⑯業務継続について
- ⑰地域との連携・交流に関しての具体的な取り組みとスケジュールについて
- ⑱地域包括ケアへの考え方について
- ⑲その他（今後の事業展開、法人・施設整備・運営に関するPRポイント等）

応募から開設までのながれ

年月	応募者	堺市	
		介護事業者課	開発関係部局
10月	事業計画（作成） <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; margin: 5px 0;"> 用地確保、構造・規模、 資金計画、役員構成等 </div>	募集要項	
11～12月 令和5年1月頃	審査協議書提出	事業者選定等審査会 選定結果の通知	都市計画法第32条 協議 <ul style="list-style-type: none"> ・堺市開発行為等の手続に関する条例協議 ・同条例で定める諸手続
2月	社会福祉法人設立審査協議書の提出（新設法人の場合） <div style="border: 1px solid orange; padding: 2px; margin: 5px 0;"> <ul style="list-style-type: none"> ・介護事業者課との協議 ・開発、建築、消防等との協議 </div>		↓ 全て終了
3月	補助金協議書提出	補助金内示	都市計画法第29条 開発許可申請 開発審査会付議案件提出 開発審査会付議 建築確認申請
	設計監理契約 工事請負入札・契約 補助金交付申請	補助金交付決定	
	着工		
令和6年2月	竣工 事業所指定申請	現地検査（竣工）	検査済証交付
3月	補助金実績報告書提出	補助金確定 事業所指定	
4月1日まで	開設	補助金交付	

（注）補助金に係る手続きについては、大阪府との調整が必要なため、時期が前後する可能性があります。